

陳 情 文 書 表

平成 30 年 12 月 3 日提出

番 号	平成 30 年 陳情第 24 号
件 名	「日米物品貿易協定交渉に関する意見書」の提出を求める陳情
陳情の 趣 旨	<p>北海道農業は、專業的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っております。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。</p> <p>しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪 E P A を上回る T P P 11、それを超える日 E U の E P A へと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々と進められています。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、T P P 11 協定は本年 12 月 30 日に発効し、日 E U の E P A 協定も来年 2 月に発効される見通しになっております。</p> <p>こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車 25% の追加関税を見送る代償として、新たな二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがあります。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声があがっております。</p> <p>よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当っては、次の事項について十分配慮するよう関係機関に対して意見書を提出していくよう陳情します。</p>
	記
	<p>1　日米物品貿易協定交渉は、T P P 水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。</p>
陳情者 の住所 氏 名	<p style="text-align: center;">芽室町西 4 条南 1 丁目 1 - 9</p> <p style="text-align: center;">芽室町農民連盟 執行委員長 橋本正彦</p>
受 付 年 月 日	平成 30 年 11 月 20 日
備 考	